# 社会福祉法人 津市社会福祉協議会　行動計画

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

記

１　計画期間

令和６年４月１日から令和９年３月３１日まで（３年間）

２　内容

⑴　時間外勤務・休日勤務の削減

ア　課題

時間外勤務・休日勤務が多く、仕事と家庭・子育ての両立が負担となっている

イ　目標

所定外労働時間を削減するため、残業申請の運用徹底を行う

時間外勤務・休日勤務の一人あたりの月平均時間を１割削減する。

ウ　対策

令和６年　４　月～　　残業を行う際、事前の所属長の承認徹底

令和６年　４　月～　　ノー残業デーの徹底

令和６年　４　月～　　残業の業務内容の確認徹底

令和６年１０月～　　課・支部の残業時間数の提示、及び課・支部へフィードバックを実施し、所属長の会議で所定外労働時間削減の協議

⑵　働きやすい職場づくり

ア　課題

仕事と家庭・子育ての両立が負担となっている

イ　目標

育児休業の取得期間の延長促進

育児休業制度内容の周知徹底

ウ　対策

令和６年４月～　　育児休業の取得しやすい職場環境づくりに取り組む

令和６年４月～　　育児休業制度を周知するため、管理職を対象とした研修の実施